大阪労働局　大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター　主催

事業主のみなさまへ

2026年施行　最新の法改正に備える！

労務管理セミナー

3つの法改正をテーマにしたセミナーを開催します。

1 ①カスタマーハラスメント対策 求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策について

本年10月から、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策、求職者等へのセクシュアルハラスメント対策が、すべての企業に対して義務化されます。

現行のハラスメントにはない、カスハラ独自に求められる対策についてポイントを解説します。

2 ②同一労働同一賃金ガイドライン等の改正について

本年10月から、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、同一労働同一賃金ガイドライン等が改正されます。

各種手当や休暇の考え方など、不合理な待遇差を生じさせないためのポイントを解説します。

3 ③改正女性活躍推進法（公表項目と対象企業の拡大）について

本年４月から従業員数101人以上の企業を対象として、男女間の賃金差異、女性管理職比率を公表することが義務となりました。

公表が必要となる項目や比率の計算方法について解説します。

大阪労働局が分かりやすく説明します！



メインで説明するテーマ

日　程	1 カスハラ 求職者セクハラ	2 同一労働 同一賃金	3 改正女性 活躍推進法
2026. 10/15（木） 14:00~16:00	○		
2026. 11/11（水） 14:00~16:00	○		
2027. 2/9（火） 14:00~16:00			○

※セミナーでは1 2 3についていずれも説明いたしますが、
メインで詳しく説明するテーマが変わります。
知りたいテーマに沿ってご参加ください。

お申し込みは裏面へ

下記URL・二次元コードより
お申し込みください。



10月15日（木）

オンライン参加

https://form.run/@hatarakikata-osaka-VwMPrWwW8ixdHrEOmAw8

会場参加

https://form.run/@hatarakikata-osaka-JjU7htDgMmPRBpiCK10y

11月11日（水）

オンライン参加

https://form.run/@hatarakikata-osaka-nW6HGNGXEFZKdEncrQnB

会場参加

https://form.run/@hatarakikata-osaka-ismJQiAQiep9xE3qWpxA

2月9日（火）

オンライン参加

https://form.run/@hatarakikata-osaka-a7Rl0iQ4jVPXbohjYglY

会場参加

https://form.run/@hatarakikata-osaka-PkdKKHoskOtZ5DBlKGqZ

定員：オンライン（Zoom）100名

会　　場　30名

大阪府社会保険労務士会館3階会議室
（大阪市北区天満2-1-30）

主催：大阪労働局
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

セミナー申込に関するお問い合わせ

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局
TEL：06-4792-8205
E-mail：osaka3@workstylereform.net
平日　午前９時～午後５時まで

改正法の内容に関するお問い合わせ

大阪労働局雇用環境・均等部指導課
TEL:06-6941-8940
平日　午前8時30分～午後5時15分まで

会場MAP



■地下鉄谷町線「天満橋駅」２番出口

大阪労働局HPでは、女性活躍推進法を始め、改正法に関する様々な情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

雇用均等関係ページ▶
https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　大阪労働局